

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

第4条第4項

第一項又は第二項の認定は、第一項又は第二項の申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、するものとする。

- 一 合理化計画が基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

○愛知県木材産業等高度化推進資金制度事務取扱要領

第3の2 合理化計画の認定基準

合理化計画の認定基準は、法第4条第4項によるほか、次の基準によるものとする。

1. 事業経営改善計画

(1) 共通の基準

- ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2第1項により定められた基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。
- イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア 素材生産等促進資金

素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模(木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては、木材JAS製品の生産の規模を含む。)が増大すると見込まれること。

イ 新規需要創出資金

木材の年間取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。